

長野県告示第189号

長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の一部を次のように改正します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

第2条第1号ク中「第7条第5項」を「第8条第1項」に、「同条第8項」を「同条第4項」に改め、同号ケを次のように改める。

ケ 地方独立行政法人長野県立病院機構が設置する病院

第3条中第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第1項及び第2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条第1項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第13条第1項第1号中「第3条第1項の」を「養成施設に在学する者に係る」に改め、「（養成施設に在学する者に係るものに限る。）」を削り、同項第2号中「第3条第1項の」を「大学院修士課程に在学する者に係る」に改め、「（大学院修士課程に在学する者に係るものに限る。）」を削り、同項第3号から第5号までを削り、同条第4項を次のように改める。

4 知事は、養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与を受けた者が、第2条第1号のアからケまでに掲げる県内の施設等において業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上に至ったときは、同号のアからケまでに掲げる県内の施設等において業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間（2年に満たないときは、2年とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額の修学資金の返還の債務を免除することができる。

第15条第1項第2号中「（第3条第3項に規定する者が、長野県木曾看護専門学校を卒業後、さらに異種の養成施設（助産師の養成施設を除く。）に修学している場合又は同条第4項に規定する者が、助産師の養成施設を卒業後、さらに異種の養成施設に修学している場合を除く。）」を削り、同条第2項第1号中「に掲げる県内の施設等又は」を「又は」に改める。

第20条中「第3条第1項に規定する」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の長野県看護職員修学資金貸与規程第3条第1項に規定する修学資金（大学院修士課程に在学する者に係るものを除く。）の貸与の決定があった者に係るこの告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程（以下「改正後の規程」という。）第12条第1項第2号、第4号及び第5号、第13条第1項第1号及び第4項並びに第15条第2項第1号の規定の適用については、改正後の規程第12条第1項第

2号中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等若しくは長野県立病院条例を廃止する条例（平成21年長野県条例第53号）による廃止前の長野県立病院条例（昭和41年長野県条例第57号）第4条第1項の長野県立病院（以下「旧県立病院」という。）」と、同項第4号中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等若しくは旧県立病院」と、同項第5号中「まで又は」とあるのは「まで若しくは」と、同号、改正後の規程第13条第1項第1号及び第4項並びに第15条第2項第1号中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等又は旧県立病院」と、改正後の規程第15条第2項第1号中「又は」とあるのは「若しくは」とする。

医療政策課

長野県告示第190号

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第31条第1項の規定により、ミヤマシロチョウに関する保護回復事業計画を定めましたので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり告示します。

なお、当該保護回復事業計画は、長野県環境部自然保護課、各地方事務所環境課及び環境保全研究所飯綱庁舎において閲覧に供します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

1 対象とする種

ミヤマシロチョウ： *Aporia hippia japonica*

2 事業の目標

それぞれの地域の課題に応じた対策により、安定的に発生する状態を維持し、5年後には現状以上に回復することを共通の目標とする。

3 事業の区域

茅野市、原村、東御市、松本市及び伊那市

4 保護回復のために緊急に取り組むべき事項

- (1) 生息環境の確保
- (2) 監視活動と啓発活動
- (3) 保護・保全活動の体制の強化
- (4) 生態調査
- (5) 関係機関・団体の連携

自然保護課

長野県告示第191号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務（上田市、岡谷市、諏訪市、茅野市、東御市及び諏訪郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）を次のとおり委託します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

住宅課

長野県告示第192号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務（飯田市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、北安曇郡及び下高井郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）を次のとおり委託します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

- 1 受託者住所
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 2 受託者氏名
ニッテレ債権回収株式会社
- 3 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

住宅課

長野県告示第193号

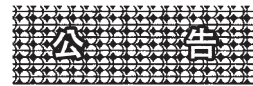
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、諏訪市に所在する県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務を次のとおり委託します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

住宅課



公告

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第8条第1項の規定により指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定をしたいので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

- 1 指定希少野生動植物として指定しようとする動物（1種）

(1) 種の指定

種の名称	指定の理由
フサヒゲルリ カミキリ	ユウスゲが生育する草原の極めて限られた地域だけに生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、植生の遷移、採集圧及びシカによる食草の被食圧により、その個体数及び生息地が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため

- 2 特別指定希少野生動植物として指定しようとする動物（1種）

(1) 種の指定

種の名称	指定の理由
フサヒゲルリ カミキリ	ユウスゲが生育する草原の極めて限られた地域だけに生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、植生の遷移、採集圧及びシカによる食草の被食圧により、その個体数及び生息地が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため

- 3 指定の案の縦覧場所

長野県環境部自然保護課、長野県佐久地方事務所、長野県上小地方事務所、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所、長野県下伊那地方事務所、長野県木曾地方事務所、長野県松本地方事務所、長野県北安曇地方事務所、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

自然保護課